

○本巢市ふるさと納税返礼品開発費補助金交付要綱

令和5年3月31日

告示第52号

(趣旨)

第1条 この告示は、ふるさともとす応援寄附金の拡大を図り、地域の活性化や地場産業の振興につなげるため、ふるさともとす応援寄附金返礼品（以下「返礼品」という。）の開発又は改良に取り組む事業者等に対し、経費の一部を予算の範囲内において本巢市ふるさと納税返礼品開発費補助金（以下「補助金」という。）として交付することに関し、本巢市補助金等交付規則（平成16年本巢市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 返礼品 主として市内で生産された原材料を加工したもの又は市内で製造し、若しくは加工した商品及び市内において提供されるサービスであって、本市の魅力の発信に資するものとして市長が認めるものであって、かつ、総務省が定めるふるさと納税に係る返礼品の基準を満たすもの

(2) 事業者等 個人事業主、法人及び団体

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ふるさともとす応援寄附金返礼品協力事業者又は協力事業者となる見込みのある者であって、次に掲げる要件を全て満たす事業者等とする。

(1) 本事業を活用して開発又は改良した商品又はサービスをふるさともとす応援寄附金の返礼品として登録すること。

(2) 返礼品の開発等にあたって、国、県若しくは市の他の補助金等の交付を受けていないこと又はその交付を受ける見込みがないこと。ただし、当該補助金等と補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が重複していない場合は、補助の対象とする。

(3) 本巢市暴力団排除条例（平成24年本巢市条例第1号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等でない者又はそれらが直接的若しくは間接的にも関与しない者であること。

(4) 市税等を滞納していない者であること。

(5) 過去に類似する事業計画に基づく本補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う返礼品の開発等に係る事業のうち次に掲げる事業とする。

(1) 返礼品を新たに開発する事業

(2) 既存の商品を改良し、返礼品とする事業

- (3) 返礼品の普及促進等に係る事業
- (4) 返礼品の開発又は改良に必要な備品等の購入に係る事業
- (5) その他市長が必要と認める事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助対象者が行う補助対象事業に係る経費のうち、別表に定める経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、補助限度額は1件あたり10万円とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、本巢市ふるさと納税返礼品開発費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 市税等に滞納がないことを証する書類（納税証明書等をいう。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の審査及び交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべき者と認めたときは、本巢市ふるさと納税返礼品開発費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付しないと決定したときは、本巢市ふるさと納税返礼品開発費補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の決定にあたり、条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第7条の規定により提出した内容に変更が生じたとき又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに本巢市ふるさと納税返礼品開発費補助金（変更・中止）承認申請書（様式第7号）に、関係書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は前項の規定による申請を適当と認めたときは、本巢市ふるさと納税返礼品開発費補助金（変更・中止）承認通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、本巢市ふるさと納税返礼品開発費補助金実績報告書（様式第9号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第10号）
- (2) 完成写真
- (3) 事業に要した費用の支払いを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第11条 市長は前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、本巢市ふるさと納税返礼品開発費補助金額確定通知書（様式第11号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた交付決定者が、補助金の請求をしようとするときは、本巢市ふるさと納税返礼品開発費補助金請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全額又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この告示及びこの告示に基づく指示に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不適切と認めるとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、本巢市ふるさと納税返礼品開発費補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合であつて、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて本巢市ふるさと納税返礼品開発費補助金返還命令通知書（様式第14号）により、交付決定者に通知するものとする。

（財産処分の制限）

第16条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は処分してはならない。ただし、交付決定者が交付を受けた補助金の

全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助対象事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年8月1日から施行する。

別表（第5条関係）

経費項目	補助対象経費の内容
報償費	外部の専門家から指導を受けた場合の謝礼金
旅費	外部の専門家に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費
消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費
印刷製本費	パッケージ、包装紙、シール等の印刷費
運搬費	材料、資材、試作品等の送付にかかる送料
委託料	調査研究、パッケージデザイン等委託費、試作品等の外注加工費
手数料	各種許認可の取得費並びに成分分析及び検査に係る費用
原材料費	新商品開発のための試作に使用する原材料費
使用料・賃借料	加工施設の使用料、機器リース料
備品購入費	新商品開発のために必要となる機器の購入費
その他	その他市長が特に必要と認める経費